

〈前提条件〉

- ・国交省基本計画では、東西楼の上階からの眺望を検討することとしている。
- ・国宝・重要文化財建造物においては、階段勾配が45°よりもゆるい例はなく、復原原案において、一般見学者が安全に昇降できる勾配のゆるい階段が復原される可能性は少ない。
- ・眺望を検討するにあたり一般見学者を登らせる建物の選択をどうするか。(東西の2棟からの眺望とするか、どちらか1棟からの眺望とするか)

国宝・重要文化財建造物における階段勾配一覧表

名 称	県別	時代区分	年号	西暦	階高 (m)	勾配 (度)
1 法隆寺経蔵	奈良	奈良時代	-	-	4.8	65.4
2 滝山寺仁王門	愛知	室町前期	-	-	5.6	54.1
3 東福寺三門	京都	室町中期	応永12年	1405	11.5	49.4
4 丈六寺三門	徳島	室町後期	-	-	4.1	58.0
5 大徳寺山門	京都	桃山	天正17年	1589	8.0	53.4
6 増上寺三解脱門	東京	江戸前期	元和7年	1621	9.6	47.2
7 知恩院山門	京都	江戸前期	元和7年	1621	12.5	47.0
8 南禅寺三門	京都	江戸前期	寛永5年	1628	11.0	45.0
9 岩木山神社楼門	青森	江戸前期	寛永5年	1628	6.5	57.8
10 長勝寺山門	青森	江戸前期	寛永6年	1629	6.3	65.0
11 金剛峰寺大門	和歌山	江戸中期	宝永2年	1705	12.5	56.6
12 善光寺三門	長野	江戸中期	寛延3年	1750	9.5	55.0
13 善光寺山門	山梨	江戸後期	明和4年	1767	5.9	58.4

一般見学者(拝観)を昇降させている建造物

整備内容	長 所	短 所	厳正な復原	一般昇降	管理活用
① 厳正に復原	・ 忠実な復原になる	・ 見学者が安全に昇降できない (日常の昇降は不可)	◎	×	△
② 常設の一般見学者用階段を整備 (復原階段を一般見学者用階段に置き換える)	・ 見学者が安全に昇降できる	・ 忠実な復原にならない	×	◎	◎
③ 復原+常設の一般見学者用階段を整備 (復原階段①に一般見学者用階段②を付加する)	・ 見学者が安全に昇降できる	・ 忠実な復原にならない ・ 一部の門からの出入りに支障	△	◎	○
④ 仮設の一般見学者用階段を設置 (イベント等の一時的なもの)	・ 忠実な復原になる ・ 限定的ではあるが、見学者が安全に昇降できる	・ 常時、見学者が昇降できない ・ 高欄を一時取り外せるよう改造	○	◎	○

① 復原案1 (緑に昇降。一方に登り切る)

1階平面図

2階平面図

直線階段形式 階段角度51度

復原案2 (内部で昇降。踊り場で折り返す)

1階平面図

2階平面図

折れ階段形式 階段角度45・49度

② 常設の一般見学者用階段を整備

1階平面図

2階平面図

常設階段 階段角度38° (蹴上20cm、踏面25cmに設定)

③ 復原+常設の一般見学者用階段を整備

1階平面図

2階平面図

仮設階段 階段角度34° (蹴上20cm、踏面30cmに設定)

エレベーターの設置について

東西楼の内部に、現在、市販されている最も小型の機器を用いた場合、エレベーター下部に機械・点検スペースとして、最小で深さ90cmの空間が必要である。地下遺構保存のため、深い掘削は出来ないため、下層の敷石の上にRC基礎がとび出すことになり、エレベーターに乗るために最小でも長さ7.5mのスロープが必要となる。また、上層の床板を最小2m×2m程度撤去する必要がある。さらに、エレベーター上部にも機械・点検スペースが必要となるため天井の部材を部分的に切除しなければならない可能性もある。

東西楼の外部に設置した場合は、建造物を傷めなくてもよいが、どの位置に設置しても眺望の妨げとなり景観面に問題が生じる。

小型エレベーター積載量200kg (2~3人)
 主要寸法
 ・ 設置用鉄骨の外寸法2000mm×2000mm (かごの内法1000mm×1000mm)
 ・ ビット高さ (下部900mm・上部900mm)
 ・ かごの内法高2100mm

天井の部材を部分的に切除する可能性がある (機械・点検スペースが必要)

床板撤去

基礎が敷石の上に露出する。(機械・点検スペースが必要)